

極度に憤慨せしむると共に双方とも何時暴力的行動に出づるやも計り難き空氣を生ずるに至つたのである。

b 相愛會との抗争。 爭議團に對して反對の態度を保持してゐる相愛會に於ては、二十八日午前十一時遇々爭議團員三名が相愛會事務所前を通行の際、之を事務所前に招致して爭議團脱退を説きたるに、之を採知した爭議團副團長韓重履は同事務所に到り、前記三名の引藏を要求し双方口論の末韓重履が相愛會幹部に毆打され、急報に依り爭議團員二百余名は同事務所に押し寄せ遂に亂闘を演せんとするの形勢があつたのを、警官の制止に依り漸く解散せしめたが、更に同日午後三時過ぎ相愛會員三名爭議團本部前を通行中團員に毆打さる。かくて愈々兩者の關係悪化し

相愛會は八幡、小倉、若松等の各支部に打電應援を求めたので其の結果各支部より多數の來援ありて遂に爭議團と相對峙するに至つたのである。

c 會社側の態度と縣當局の措置

態度強硬なりし會社側も爭議團の福岡市麻生別邸訪問には聊か閉口したる折柄、爭議發生以來未だ一回の會見もなさずして<sup>日々</sup>爭議團の尖鋭化と不穩行動化する傾向を看取したる縣當局に於ては遂に二十九日特高課長を派遣して、會社當局と懇談せしめ、爭議團との會見解決方促進を慫慂せらるるに至り、最高幹部協議の結果左の方針を決定したのである。

- 一、轉坑者と其他の稼働者とを區別して處置すること
- 二、轉坑者たると否とを問はず自發的に爭議に加入し首謀者と目せらるゝ者は不都合解雇として諸手當